DISCLOSURE.

2023

令和４年度ディスクロージャー

ＪＡみづま

三 潴 町 農 業 協 同 組 合

目　　次

Ⅰ．ごあいさつ

Ⅱ．経営方針
　１．経営理念
　２．経営方針

Ⅲ．概況及び組織に関する事項
　１．業務の運営の組織
　　◆組織機構図
　　◆組合員数及びその増減
　　◆出資口数及びその増減
　　◆組合員組織の概況
　　◆地区一覧
　　◆職員数
　２．理事及び監事の氏名及び役職名
　　◆役員一覧
　３．事業所の名称及び所在地
　　◆店舗一覧

Ⅳ．主要な業務の内容
　１．全般的な概況〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕
　２．各事業の概況〔活動・実績〕
　　◆信用事業
　　◆共済事業
　　◆農業・生活関連事業

Ⅴ．事業活動に関する事項
　１．農業振興活動
　２．地域貢献情報
　３．情報提供活動
　４．リスク管理の状況
　　◆リスク管理体制
　　◆法令等遵守体制
　　◆金融ＡＤＲ制度への対応
　　◆金融商品の勧誘方針
　　◆個人情報の取扱い方針
　　◆内部監査体制

　５．自己資本の状況
　　◆自己資本比率の状況
　　◆経営の健全化の確保と自己資本の充実

Ⅵ．直近の２事業年度における財産の状況に関する事項

１．決算の状況

◆貸借対照表

◆損益計算書

◆注記表

◆剰余金処分計算書

２．計算書類の正確性等にかかる確認

３．最近の５事業年度の主要な経営指標

４．利益総括表

５．資金運用収支の内訳

６．受取・支払利息の増減額

７．自己資本の充実の状況

Ⅶ．直近２事業年度における事業の実績

１．信用事業

◆貯金に関する指標

◆貸出金に関する指標

◆為替

◆有価証券に関する指標

◆有価証券の時価情報等

２．共済事業

３．農業・生活関連事業

Ⅷ．直近２事業年度における事業の状況を示す指標

１．利益率

２．貯貸率・貯証率

Ⅰ．ごあいさつ

組合員の皆様には、日頃よりＪＡ事業運営に際し、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、世界中の社会経済活動を混乱の渦に陥れた新型コロナウイルス感染症に起因する各種規制が緩和され、我が国の経済は持ち直しの動きがみられます。先行きについては、ウィズコロナの下で各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待されてはいるものの、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

農業を取り巻く環境が日々変化する中において、最も大きな問題の一つが、肥料価格の高騰です。肥料原料は、穀物相場の上昇から好調な需要が続く中、ベラルーシに対する経済制裁、中国の輸出規制、ロシアのウクライナ侵攻により、世界有数の肥料輸出国からの輸出が停滞し、限られた代替ソースに世界中から需要が集中したため、需給がさらにひっ迫するとともに、世界的に原料調達の先行きに対する不安が高まりました。このような情勢を受け、窒素、りん酸、加里の国際市況は全てが史上最高値まで上昇し、また外国為替相場は、日米の金利差の拡大を受け急激に円安が進行した結果、令和４肥料年度秋肥価格は、前年より大幅な値上がりとなりました。

これに対し当組合では、肥料価格高騰対策事業の事務支援を行っており、今後も生産者の農業生産コストを少しでも低減できるよう微力を尽くして取組む所存です。

ＪＡみづまの一年を振り返ると、組合員の営農のための各種支援や、農業所得増大のための消費者・実需者のニーズに対応した農産物の生産・販売、６次化商品のＰＲ販売会への参加、農機レンタル事業等、組合員・地域から必要とされるＪＡを目指した事業に取組んで参りました。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によって前年に引き続き、集落座談会や部会活動、感謝祭等、組合員・地域の方々と触れ合う多くのイベントが軒並み中止や延期となり、ご不便、ご迷惑をお掛けしております。今年度以降、徐々に再開できる見通しではあるものの、引き続き安全を第一に判断させていただきますので、ご理解いただけますと幸いです。

最後になりましたが、組合員の皆様をはじめ、地域の方々、関係機関各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

三潴町農業協同組合
代表理事組合長　江島　光二

Ⅱ．経営方針

1．経営理念

〔基本理念〕

ＪＡは組合員の営農と生活を守り、地域住民の社会生活に貢献するため、次の 4 つの理念を基本に、効率的・効果的な組織活動と事業運営に取組みます。

◇信頼・・・組合員と地域の人々に「信頼」されるＪＡを目指します。

◇支持・・・農業と地域社会に根ざした組織として「支持」されるＪＡを目指します。

◇貢献・・・自然と人が共生できる地域づくりに「貢献」するＪＡを目指します。

◇活気・・・環境の変化に対応した「活気」のあるＪＡを目指します。

２．経営方針

◆営農事業部門

〇営農部門については、次世代総点検運動を実施し、高齢化、担い手不足が進んでいる地域農業を分析したうえで、今後の農業に何が必要かを考え、対策を行っていきます。また、新技術導入による農業労産効率の向上を推進し、持続可能な農業生産に取組みます。

さらに、多様化する消費者、実需者のニーズに応え販売の強化を図り、農業者の所得増大につなげるとともに、生産部会及び研修会等において、農薬使用及び生産工程に関する指導を徹底し、消費者へ安全・安心な農作物を販売します。

◆経済事業部門

〇生産資材部門については、多くの組合員宅へ足を運び、対話活動を通してニーズに合った高効果、低コストの肥料・農薬各種品目の販売推進により、生産コストの削減や農家所得の向上に努めます。

〇生活部門については、農産物直売所の活性化に向けた栽培講習会の開催や、安全・安心な農産物の提供のため、残留農薬検査の実施や栽培履歴記帳の徹底、地元三潴の特産品や６次化商品のＰＲ活動等、地域に根付くＪＡファンづくりに努めます。

〇農機燃料部門については、組合員へ企画提案を行い、農業機械の情報を提供し、推進・実演を展開することにより、推進活動の強化と迅速な修理・整備によるサービスの向上に努めます。

◆信用事業部門

〇信用事業については、ＪＡならではの総合事業を活かした価値の提供として、資金供給を中心にコンサル機能を含めた金融仲介機能を農業・くらし・地域の各領域で発揮します。また、業務効率化による「コスト構造の見直し」及び「推進体制の強化」を実現します。

◆共済事業部門

〇共済事業については、組合員・利用者に包括的な安心を届けることを目的に、ニーズに応じた推進活動による「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の実現を図るとともに、ＪＡの保有基盤の維持・拡大による安定的な付加収入の確保を目指します。

Ⅲ．概況及び組織に関する事項

１．業務の運営の組織（令和５年３月３１日現在）

◆組織機構図

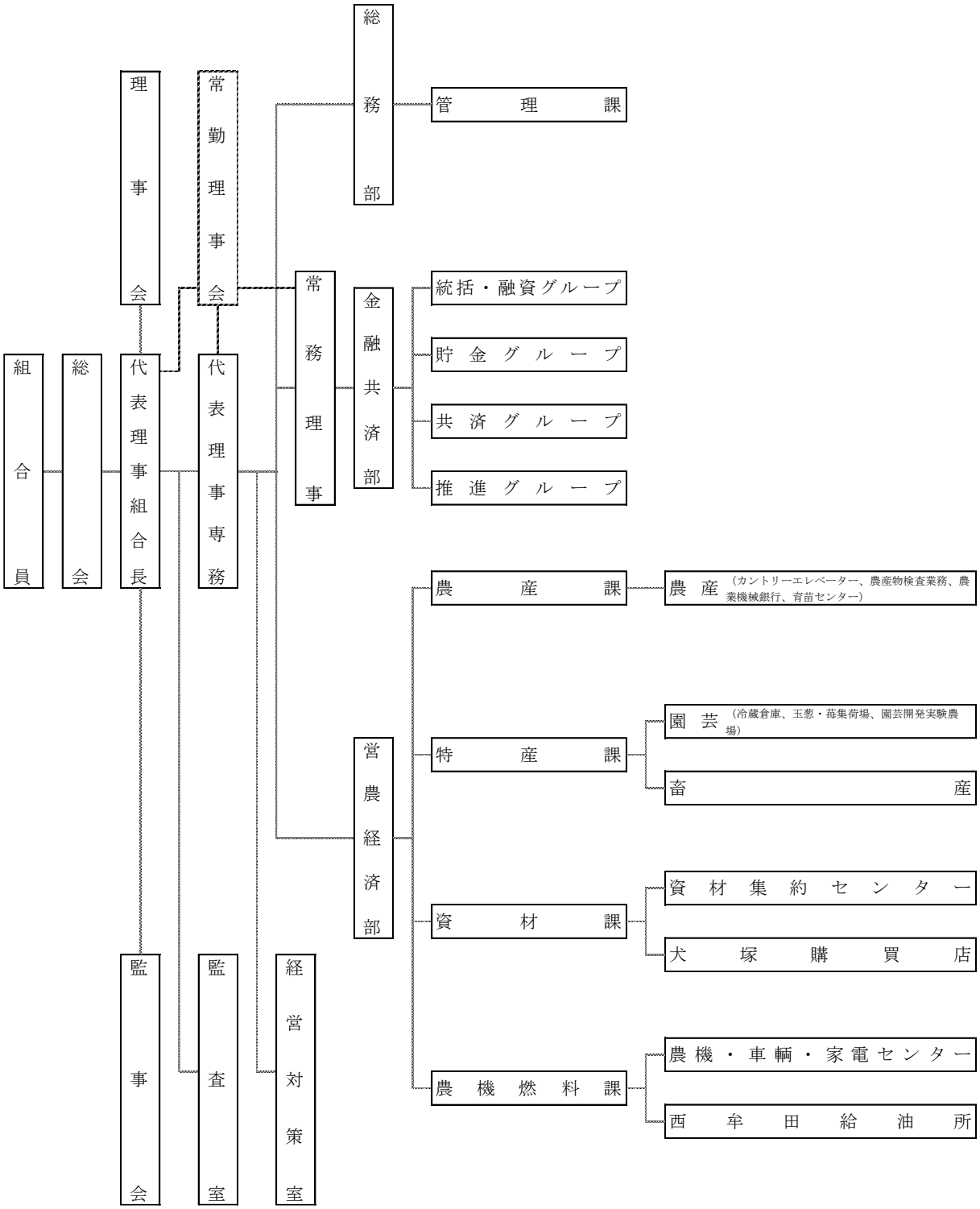

◆組合員数及びその増減

（単位：人）

区分		令和３年度	令和４年度	増減
正　組　合　員		1,261	1,234	△27
	個　　人	1,243	1,216	△27
	法　　人	18	18	0
准　組　合　員		1,347	1,355	8
	個　　人	1,343	1,351	8
	法　人　等	4	4	0
合　　計		2,608	2,589	△19

◆出資口数及びその増減

（単位：口）

区分	令和３年度	令和４年度	増減
正　組　合　員	280,943	272,206	△8,737
准　組　合　員	69,661	77,615	7,954
小　　計	350,604	349,821	△783
処分未済持分	829	828	△1
合　　計	351,433	350,649	△784

（ 摘　要 ）　（1）　出資１口金額　　1,000 円

◆組合員組織の概況（令和５年３月３１日現在）

組　織　名		
農事組合長会	担い手連絡会	女性部
元気クラブ	みづまの里農産物直売所	酪農部会
たまねぎ部会	いちご部会	野菜部会
もち米生産部会	ハトムギ生産部会	青壮年部
農業青色申告部会	年金友の会	

◆地区一覧

久留米市三潴町の区域

◆職員数

（単位：人）

区　　分		令和３年度末	令和４年度末		
				うち男	うち女
正職員数	一般事務職員	26	25	13	12
	営農指導員	7	7	6	1
	生活指導員	1	1	0	1
	その他専門技術職員	5	4	4	0
小　　計		39	37	23	14
常　　雇		10	9	3	6
派　　遣		2	2	0	2
合　　計		51	48	26	22

２．理事及び監事の氏名及び役職名

◆役員一覧

役　　員	氏　　名	役　　員	氏　　名
代表理事組合長	江島　光二	理　　事	西田　仁美
代表理事専務	田中　義信	理　　事	酒見　克弘
常務理事	野田　司	理　　事	内田　すなを
理　　事	平田　弘幸	代表監事	中島　良
理　　事	田中　俊博	監　　事	柏原　勝野
理　　事	丹部　哲男	員外監事	八山　保則

３．事業所の名称及び所在地

◆店舗一覧

（令和５年３月現在）

店舗名	住所	電話番号 (0942)	CD／ATM 設置台数
管理課 監査室 経営対策室	久留米市三潴町田川 211	64-2211(代)	ATM 1 台
統括・融資グループ 貯金グループ 共済グループ 推進グループ		64-2212	
農産課 特産課		64-2213	
資材課 資材集約センター 犬塚購買店	久留米市三潴町玉満 2396	64-4373	ATM 1 台
農機具・家電センター	久留米市三潴町玉満 2807-1	64-4275	－
車輌センター		64-4244	－
たまねぎ・いちご集荷場		64-4274	－
西牟田給油所	久留米市三潴町西牟田 4497-2	65-1255	－
カントリーエレベーター	久留米市三潴町西牟田 1088	64-5160	－

Ⅳ．主要な業務の内容

１．全般的な概況〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

令和４年度の国内経済の情勢は、新型コロナウイルス感染症によるパンデミック（世界的大流行）の中にありながら、「ウィズコロナ」という考えの下に景気の持ち直しが続いています。しかしながら、しかしながらエネルギーや原材料の価格高騰、急速な円安の進行が物価高を招き、１２月の消費者物価指数は＋４．０％という実に４１年ぶりの上昇率となりました。

農業分野においては需要と供給の安定が崩れ、危機的な状況に陥りかねない正念場を迎えており、依然として大変厳しい状況が続いています。

農業・農協改革においては、平成２８年４月１日に改正農協法が施行され、農協は農業者がその事業を利用することでメリットを受けるため自主的に設立した協同組織であることや、農協の主役たる農業者の所得向上に注力すること等が明確になりました。改正内容を踏まえ、ＪＡみづまでは「農業者の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」を不断の基本目標とした中期経営計画に基づき「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、確実な実践を行って参りました。これらの取組みにゴールは無く、令和４年度～令和６年度の中期経営計画では、令和３年１０月のＪＡ福岡県大会において決議された「ＪＡグループ福岡２０３０年ビジョン」を目指すべき姿として位置づけ、①食料・農業基盤の確立・強化、②地域・組織・事業基盤の確立・強化、③ＪＡ経営基盤の確立・強化の３点を重点事項とし、将来の損益をシミュレーションした結果に対する改善・改革プランを、より具体的な目標として設定しました。

そのような中で、部門ごとの主な取組みとして、営農部門では関係機関と連携し、品目に応じた適期作業の情報提供、農薬の適正使用の指導、消費者・実需者のニーズに対応した農産物の生産販売に取組みました。経済部門では、疲労低減・人員削減・作業効率向上のための推進・実演や、生産コスト削減、久留米産農産物・６次化商品のＰＲ活動に取組みました。金融共済部門では農業と地域を活性化させる金融サービスや商品の強化に取組みました。

その結果、収支面では昨年度に引き続き、事業利益を確保することができましたことは、組合員をはじめ各組織及び利用者皆様のご理解とご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

今後とも、尚一層のご支援とご協力を頂きますようお願いいたします。

主な事業活動と成果は以下のとおりです。

２．各事業の概況〔活動・実績〕

◆信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、ＪＡならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。

◇貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期貯金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

・貯金商品一覧表

種類	お預入期間	お預入額	特徴
普通貯金	出し入れ自由	1円以上	いつでも出し入れ自由。お財布がわりの貯金です。
スーパー定期貯金	1ヶ月～5年	1円以上	預入時の利率が満期まで変わらない確定利回りです。計画的に増やしたい方にお勧めの貯金です。
大口定期貯金	1ヶ月～5年	1千万円以上	大口の資金運用に適した市場実態を反映した高利回り商品です。
期日指定定期貯金	最長3年	1円以上300万円未満	据置期間1年以上、元金一部支払可能です。
定期積金	6ヶ月～5年	毎月1,000円以上	お楽しみの目的額に合わせて、毎月のお預け入れ指定日に着実に積立できる貯金です。積立期間は自由に選べますから、プランにそって無理なく目標が達成できます。

◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、(株) 日本政策金融公庫の融資の申込みのお取次ぎもしています。

・　貸出金残高（令和５年３月末）

（単位：百万円）

組合員等	地方公共団体等	その他	計
1,844	520	20	2,384

・貸出商品一覧表

・融資商品

種　　類	資金使途	ご返済期間	ご融資金額
フリーローン	身近な生活用品の購入資金や旅行、その他幅広くご利用いただけます。	10 年以内	1,000 万円以内
マイカーローン	自動車購入（中古・バイクも含む）の資金にご利用いただけます。購入時に必要な税金・保険・カー用品にもご利用いただけます。	10 年以内	1,000 万円以内
教育ローン	進学されるお子様の入学金、授業料、学費など教育資金にご利用いただけます。	6 ヶ月～15 年以内	1,000 万円以内
住宅ローン	住宅の新築購入または増改築などの資金にご利用いただけます。他金融機関からの借換えのご利用もＯＫ。	40 年以内	10,000 万円以内
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修及びその付帯施設（門、塀、車庫、物置、太陽光発電システム等）に関する資金にご利用いただけます。	15 年以内	1,000 万円以内
カードローン	一度申し込めば、必要な時に、カード一枚でいつでも簡単に、しかも繰り返してご自由にお借入れできます。	1 年 （自動更新）	500 万円以内
農機ハウスローン	農機具購入、格納庫等の取得・増改築、パイプハウス等の取得にご利用いただけます。	10 年以内	1,500 万円以内
営農資金	農地、施設の取得、農機具の購入等、営農に必要な資金にご利用いただけます。	20 年以内	事業費の範囲内
農業応援運転資金	農業経営に必要な運転資金にご利用いただけます。	7 年以内	年間売上高の 6 分の 1 以内
災害特別支援資金	大規模な自然災害等の発生時、農業経営の継続に必要な資金にご利用いただけます。	5 年以内	300 万円以内

・農業制度融資

種　類	資金使途
農業近代化資金	設備投資によるコスト削減、経営規模や新規作物の導入による収益アップ等、農業者の皆様が創意工夫により経営改善を図る場合に利用できる資金です。
農業経営基盤強化資金 （スーパーＬ資金）	
就農支援資金 （青年等就農資金）	農家の後継者や農業者以外から新たに農業に参入する方が農業に始めるための研修・設備投資等を行うための資金です。

◇為替業務

全国のＪＡ・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

◇サービス・その他

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

・サービス・その他商品一覧表

種　　類	特　　徴
キャッシュカード	全国のＪＡ、ゆうちょ銀行、セブン銀行からキャッシュカードによる入出金及び、その他提携金融機関からのお引出しができます。
自動振替サービス	電気、ガス、電話、ＮＨＫなどの公共料金、税金、ローン返済金などをご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
自動受取サービス	厚生年金・国民年金などがご指定の貯金口座に自動的に振り込まれ、その日からお利息がつきます。
国内為替サービス	全国のＪＡ，銀行、信用金庫などへお振込いたします。
給　与　振　込	給与・賞与などがご指定の貯金口座に自動的に振り込まれ、その日からお利息がつきます。
ＪＡカード	サインひとつで国内はもちろん海外でも、ショッピングやレジャーにご利用いただけます。
ＪＡデビットカードサービス	現金を引き出さずにＪＡのキャッシュカードでお買物ができます。（お買物やご飲食のお支払い代金が即時、お客様の口座から引落とされます。） J-Debit の加盟店であることをお確かめ下さい。
ＪＡネットバンク	当ＪＡの窓口やＡＴＭに出向くことなく、インターネットに接続可能なパソコンや携帯電話で、お取引口座の残高や取引明細のご確認はもちろん、振込や振替など各種サービスが「いつでも」「どこでも」「簡単に」ご利用いただけるサービスです。

◆共済事業

◇長期共済新契約高　　30.1 万ＰＴ
　・生建計　　21.6 万ＰＴ
　・年金　　2.9 万ＰＴ
　・医療系　　5.6 万ＰＴ
　※推進ポイントは共済金額等に所定の換算率を乗じて算出しています。
◇短期共済新契約　　自動車　1,957 件　　自賠責　401 台
共済事業については、組合員・利用者のニーズの多様化、他社との競争激化のなかで、生命・財産及び大規模災害に備えた保障の拡充を行いました。

＜実施事項＞
ア．３Ｑ訪問活動・はじまる活動による世帯内深耕と地域への保障拡充
イ．「認知症共済」の新設に伴う「生存保障」の普及推進を強化
ウ．大規模自然災害に対応する効果的な建物損害調査の実施
エ．新型コロナウイルス感染症の流行に伴う医療共済の普及拡大

◆農業・生活関連事業

① 農政・営農指導
農政・営農指導については、農家組合員、担い手に対して需要に応じた農作物の生産及び、経営所得安定対策事業に対する事務支援に取組みました。また、資材高騰対策事業をはじめ各種補助金等の申請支援を行いました。
営農指導については、品目ごとに栽培情報を郵送し管理作業の情報提供に努め、収量向上及び安全・安心な農作物生産支援に取組みました。

＜実施事項＞
ア.経営所得安定対策事業に対する情報伝達・事務支援の実施
イ．大豆の新品種の試験栽培
ウ．各種補助事業の取組み
（活力ある高収益型園芸産地育成事業、農業次世代人材投資事業、経営継続補助事業、肥料高騰対策事業、燃油価格高騰対策事業、野菜価格安定事業）
エ．園芸作物の生産技術向上のため、栽培情報の提供
オ．スマート農業加速化実証プロジェクトへの取組み

②女性部・元気クラブ活動

女性部・元気クラブについては、アフターコロナに向けてできることを工夫し、楽しみながら少しずつ活動を再開しました。また、令和４年度は「ＪＡ女性　想いをひとつに　みんなでＨａｐｐｙ」というスローガンの初年度として「つながろう、まもろう、かかわろう、みつけよう」の４つの目標について、ＪＡをよりどころに仲間同士がつながり、まもり、かかわりを持ちながら、食・農・地域の活性化とＪＡ事業への積極的な運営参画を進めました。

＜実施事項＞

ア. ＪＡみづま役員（三役）及び青壮年部役員との合同懇談会の開催
イ. エーコープマーク品の積極的推進
ウ. 家の光記事を活用した女性部活動の実施
エ. 年金支給日におけるおもてなしの実施と女性部活動の紹介
オ. 元気クラブ協力会員への研修の充実

③青壮年部活動

青壮年部については、ＪＡ福岡県青協の令和４年度基本方針及び、第４０回ＪＡみづま青壮年部　通常総会において決議された事業計画に基づき、農政活動や消費者対策等の幅広い活動を展開しました。

＜実施事項＞

ア．町内小学校への水稲栽培、おはぎづくりの体験学習による食育活動を実施
イ．農政活動の実施
ウ．手作り看板運動・ＪＡジュース愛飲運動等の支部活動
エ．青年部全国大会等、各種大会・会議への積極的参加

◆販売事業

① 米・麦・大豆・ハトムギ

農産販売については、実需者との販売契約を進め、三潴産農産物の販売強化に取組みました。また、消費者に安全・安心な農産物を出荷するため、生産履歴・生産工程管理の記帳推進と各品目の残留農薬検査を行い、品質管理の徹底に取組みました。

＜実施事項＞

ア．安定した生産と供給を行うため実需者、全農、ＪＡによる契約販売の実施

イ．新型コロナウイルス感染症による消費低迷対策として組合員への内部販売の実施

ウ．生産履歴記帳の徹底と残留農薬検査の実施及びＧＡＰ（生産工程管理）の取組み

エ．需要に応じたうるち・もち加工用米作付けの取組み

② 野菜・果実・畜産

園芸販売については、直接販売の強化を図り、実需者と情報交換を行うことで販路拡大につなげました。また、農生産履歴記帳の徹底を図り、ＧＡＰの必要性を認識し安全・安心な青果物の生産販売に努めました。

＜実施事項＞

ア．新たな販売先等への契約販売の強化

イ．今後の物流体制の変化を想定した輸送試験の実施

ウ．園芸作物の消費者ニーズに応じた規格提案

エ．生産履歴記帳の徹底を図り、残留農薬検査の実施及びＧＡＰへの取組み

オ．除湿乾燥施設を活用した、青果物の品質向上の取組み

カ．いちご栽培支援システムの改良と出荷予測モデルの実績評価

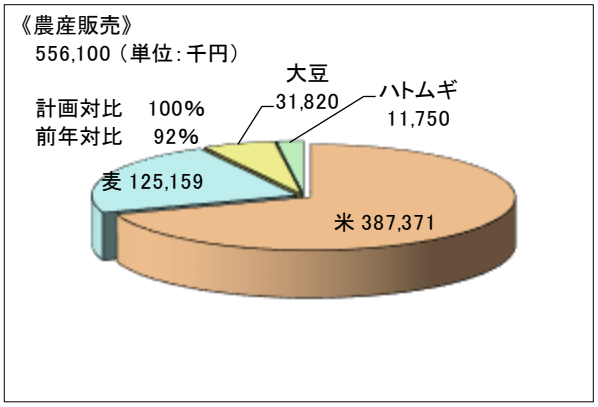

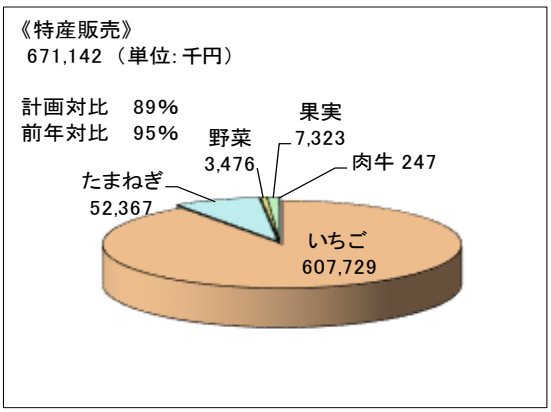

◆購買事業

① 生産資材・生活物資・農機具・燃料

生産資材部門については、農家所得向上を目指し、コストを抑えた集中購買品目（ちくごのめぐみ等)、大型規格農薬の推進や各種農産物生産における労力軽減を目的とした一発肥料の推進、及び取引業者と連携した生産者の労働力支援に取組みました。

生活物資部門については、土曜朝市や各イベントを通じて博多あまおうや玉葱、ハトムギ商品等、三潴産特産品のＰＲ販売に努めました。

農機具部門については、オペレーターの疲労低減や作業効率向上のために、自動運転アシスト機能付トラクター・田植機・コンバインの紹介、実演及び推進に努めました。

燃料部門については、原油高騰に伴い供給量が減少する中、サービス向上ならびにオイル推進に努めました。

＜実施事項＞

ア．集中購買品目（ちくごのめぐみ等）や一発肥料の販売拡大

イ．取引業者と連携した労働力支援の実施

ウ．久留米産農産物をＰＲしたのぼり旗を活用した販売の実施

エ．肥料・農薬やＪＡ麺・６次化商品の特売会の実施

オ．土曜朝市（毎月１回第３土曜日）を中心とした三潴産特産品の販売促進

カ．低コスト化と省力化を目指した水稲密苗田植え機導入促進の取組み

キ．玉葱機械レンタル事業の実施（移植機、収穫機）

ク．地力向上ならびに野外焼却防止、地球環境保護のため深耕ロータリーの推進

《加工販売》
9,967（単位：千円）

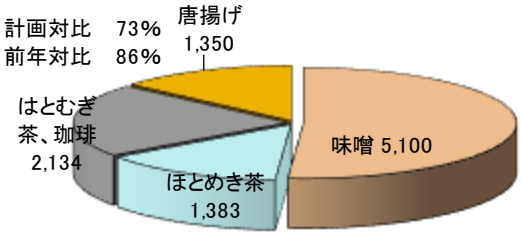

《生産資材》
270,615（単位：千円）

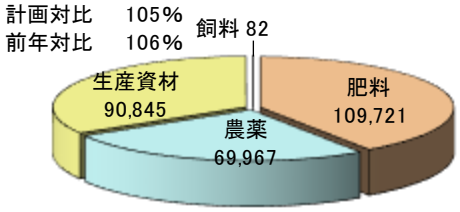

《生活資材》
45,629（単位：千円）

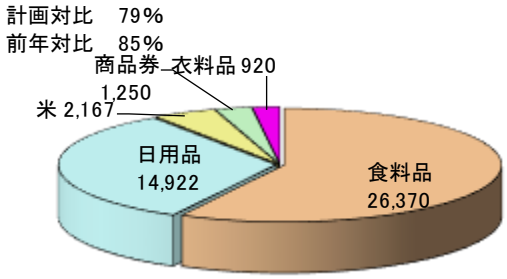

《農機具・車輌センター》
150,586（単位：千円）

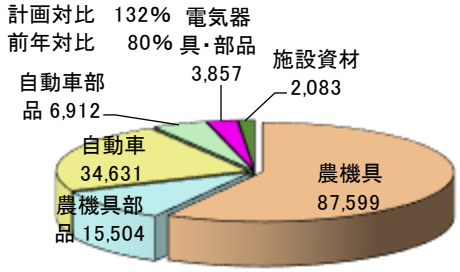

《燃料センター》
225,801（単位：千円）

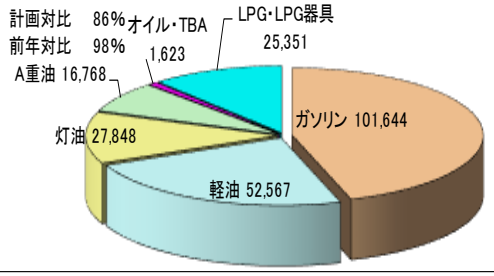

Ｖ．事業活動に関する事項

４月　入組式

女性部 年金支給日おもてなし　クッキー配布

５月　麦類検見会

青壮年部総会

ハトムギ生産部会総会

もち米生産部会総代会

麦類収穫開始

農業青色申告部会総代会

元気クラブ総会

みづまの里農産物直売所総会

女性部総会

児童たまねぎ収穫体験（犬塚小学校）

児童水稲体験学習（箱苗作り）

畜産部会総会

野菜部会総会

たまねぎ部会総会

６月　水稲苗播種作業

児童たまねぎ集荷場見学（三潴小学校）

生産資材高騰等に対する緊急要請

水稲苗出荷

児童水稲体験学習（田植え）

児童たまねぎ集荷場見学（犬塚小学校）

第59回通常総会

７月　青壮年部 手作り看板運動

大豆播種前研修会

犬塚購買店 リニューアル期間限定特売会

農業用廃プラスチック回収

農業青色申告部会 インボイス制度研修会

いちご部会総会

８月　いちご株冷処理・陽光処理

農業青色申告部会 個別指導会

入組式

麦類収穫開始

水稲苗出荷

青壮年部 手作り看板運動

いちご株冷処理・陽光処理

９月　役職員合同研修会
いちご花芽検鏡
畜魂祭
ハトムギ検見会
水稲検見会

10月　ハトムギ収穫開始
水稲収穫開始
年金友の会 グラウンド・ゴルフ大会
年金感謝デー
女性部 年金支給日おもてなし　ぜんざい配布
児童水稲体験学習（稲刈り）

11月　大豆検見会
麦類播種前研修会
大豆収穫開始
いちご出荷前講習会
農業用廃プラスチック回収
いちご共販初出荷

12月　女性部 年金支給日おもてなし マドレーヌ配布
児童たまねぎ定植体験（犬塚小学校）
正月用品特売会

１月　農業青色申告部会 個別指導会

２月　大豆講習会（三潴小学校）
常勤理事・女性部・青壮年部役員合同懇談会
農業用廃プラスチック回収
農業青色申告部会 決算指導会

３月　麺・ハトムギ商品等期間限定特売会
地図落とし
ＲＫＢラジオ出演　農産物直売所
営農計画説明会
女性部 農業協同組合講座

ハトムギ収穫開始

大豆収穫開始

正月用品特売会

常勤理事・女性部・青壮年部
役員合同懇談会

地図落とし

１.農業振興活動

◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産履歴記帳運動

◇担い手・新規就農者への支援

◇食農教育への取り組み

児童水稲体験学習（田植え・稲刈り）・児童たまねぎ収穫体験

２.地域貢献情報

◆社会貢献活動（社会的責任）

◇環境問題への取り組み

◇各種募金活動・公益団体等への寄付

◇偽造キャッシュカード対策

◆地域貢献情報

◇学校給食への地元農産物の提供に係る支援

◇各種ボランティア活動への参加

◇地域行事への参加

◇年金相談会の開催

◇地域の清掃活動（地域の環境保全、景観保全）

◇各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援

◇高齢者福祉活動への取り組み

３.情報提供活動

◇広報誌「ＪＡだより　みづま」にて、営農に関する情報提供等を実施し、組合員利用者への情報提供を行いました。

４.リスク管理の状況

◆リスク管理の体制

◇リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆様に安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

①　事業・部門別、場所別経営リスクの分類確認に関する事項

②　経営諸リスクの整理対策計画に関する事項

③　経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項

④　コンプライアンス態勢の確立に関する事項

⑤　コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項

⑥　その他目的達成に必要な事項

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

（１）信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、審査部門と金融共済部門が連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

（２）市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（３）流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

（５）事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

（６）システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

◆法令等遵守体制

◇コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

（１）社会的責任と公共的使命の認識

当ＪＡのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

（２）組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

（３）法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

（４）反社会勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

（５）透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

◇コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

◇令和４年度の取り組み事項

（１）個人情報の保護に関する体制整備

（２）役職員研修会の実施

（３）内部監査（事務手続き検証含む）の計画的実施

（４）監査調書の相互検証

（５）自主検査指導と定期的実施

◆金融ＡＤＲ制度への対応

①　苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）やＪＡ共済相談受付センター（電話：0120-536-093）とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口

金融共済部（電話：０９４２－６４－２２１２（月～金　８時４５分～１７時））

②　紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター　天神弁護士センター　（電話：092－741－3208）
福岡県弁護士会紛争解決センター　北九州法律相談センター　（電話：093－561－0360）
福岡県弁護士会紛争解決センター　久留米法律相談センター　（電話：0942－30－0144）

・共済事業

（一社）日本共済協会　共済相談所　（電話：03－5368－5757）
http://www.juia.or.jp/advisory/index.html
（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構
https://www.jibai-adr.or.jp/
（公財）日弁連交通事故相談センター
http://www.n-tacc.or.jp/
（公財）交通事故紛争処理センター
http://www.jcstad.or.jp/
日本弁護士連合会　弁護士費用ＡＤＲ
https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

◆金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

(1)　組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
(2)　組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
(3)　不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
(4)　電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
(5)　組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。
(6)　販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◆個人情報の取扱い方針

◇個人情報保護方針（平成 17 年 4 月 1 日制定／平成 27 年 12 月 24 日最終改定）

三潴町農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個

人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

(1)　関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

(2)　利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

(3)　適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

(4)　安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 4 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 2 条第 2 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

(5)　第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

(6)　機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保険医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

(7)　開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、法第 2 条第 5 項に規定するデータをいいます。

(8)　苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

(9)　継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇情報セキュリティ基本方針　（平成 17 年 4 月 1 日制定／平成 27 年 12 月 24 日最終改定）

三潴町農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

(1)　当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

(2)　当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

(3)　当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

(4)　当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

(5)　当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◆内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本所・事業所のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づ

き実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

５.自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和５年３月末における自己資本比率は、19.09%となりました。

◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○　普通出資による資本調達額

項　目	内　容
発行主体	三潴町農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	350,649 千円 （前年度 351,433 千円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

Ⅵ．直近の２事業年度における財産の状況に関する事項

１．決算の状況

◆貸借対照表

（単位：円）

資　産　の　部	令和　３　年度	令和　４　年度
１．信用事業資産	19,233,347,886	19,012,836,896
現金	69,147,011	50,085,270
預金	15,047,812,920	15,402,091,496
有価証券	1,441,300,000	1,175,480,000
貸出金	2,676,779,540	2,383,748,293
その他信用事業資産	15,558,750	15,331,342
貸倒引当金	△17,250,335	△13,899,505
２．共済事業資産	250,664	301,204
３．経済事業資産	456,064,075	474,027,150
経済事業未収金	191,121,176	207,867,536
経済受託債権	263,449,188	252,156,584
棚卸資産	35,880,596	45,444,333
その他経済事業資産	9,833,923	11,959,932
貸倒引当金	△44,220,808	△43,401,235
４．雑資産	110,137,840	62,869,395
５．固定資産	564,542,016	525,328,283
有形固定資産	563,629,316	524,541,583
無形固定資産	912,700	786,700
６．外部出資	667,031,000	667,031,000
資産の部合計	21,031,373,481	20,742,393,928

（単位：円）

負債の部	令和３年度	令和４年度
１．信用事業負債	18,856,976,239	18,586,600,745
貯金	18,840,090,018	18,569,279,467
その他信用事業負債	16,886,221	17,321,278
２．共済事業負債	52,444,593	48,759,531
共済資金	16,000,630	15,480,256
未経過共済付加収入	36,432,698	33,269,810
共済未払費用	11,265	9,465
３．経済事業負債	524,416,944	539,924,687
経済事業未払金	92,769,433	108,232,994
経済受託債務	425,879,458	426,004,849
その他経済事業負債	5,768,053	5,686,844
４．雑負債	29,627,143	47,948,023
未払法人税等	536,500	828,300
その他負債	29,090,643	47,119,723
５．諸引当金	84,952,740	81,660,594
賞与引当金	12,609,750	11,724,450
退職給付引当金	15,134,077	7,568,791
役員退職慰労引当金	26,289,233	34,839,233
特例業務負担金引当金	30,919,680	27,528,120
６．繰延税金負債	35,531,834	22,362,740
負債の部合計	19,583,949,493	19,327,256,320
１．組合員資本	1,344,836,254	1,357,679,409
出資金	351,433,000	350,649,000
利益剰余金	994,232,254	1,007,858,409
利益準備金	434,382,626	441,382,626
その他利益剰余金	559,849,628	566,475,783
事業施設強化積立金	190,000,000	200,000,000
施設整備積立金	60,000,000	60,000,000
固定資産減損積立金	20,000,000	25,000,000
新会計等法制度改正対策積立金	20,000,000	20,000,000
特別積立金	223,976,421	223,976,421
当期未処分剰余金	45,873,207	37,499,362
（うち当期剰余金）	(31,067,468)	(22,558,876)
処分未済持分	△829,000	△828,000
２．評価・換算差額等	102,587,734	57,458,199
その他有価証券評価差額金	102,587,734	57,458,199
純資産の部合計	1,447,423,988	1,415,137,608
負債及び純資産合計	21,031,373,481	20,742,393,928

◆損益計算書

（単位：円）

科　　目	令和 3 年度	令和 4 年度
1．事　業　総　利　益	419,103,408	399,265,458
(1)信用事業収益	143,839,171	179,182,358
(2)信用事業費用	27,919,146	66,048,129
○ 信用事業総利益	115,920,025	113,134,229
(3)共済事業収益	83,930,513	72,164,903
(4)共済事業費用	1,895,428	1,896,315
○ 共済事業総利益	82,035,085	70,268,588
(5)購買事業収益	695,283,676	681,339,825
(6)購買事業費用	601,607,050	581,615,296
○ 購買事業総利益	93,676,626	99,724,529
(7)販売事業収益	63,683,043	59,040,006
(8)販売事業費用	21,337,086	21,304,864
○ 販売事業総利益	42,345,957	37,735,142
(9)保管事業収益	325,004	299,486
(10)保管事業費用	211,821	105,061
○保管事業総利益	113,183	194,425
(11)加工事業収益	11,524,498	9,966,705
(12)加工事業費用	9,853,227	8,314,814
○加工事業総利益	1,671,271	1,651,891
(13)利用事業収益	149,720,740	149,894,718
(14)利用事業費用	60,233,231	67,213,491
○利用事業総利益	89,487,509	82,681,227
(15)指導事業収入	12,289,298	12,813,138
(16)指導事業支出	18,435,546	18,937,711
○ 指導事業収支差額	△6,146,248	△6,124,573
2．事　業　管　理　費	398,298,156	381,343,086
(1)人　件　費	278,159,082	271,665,430
(2)業　務　費	30,206,775	27,963,647
(3)諸税負担金	18,715,193	16,693,144
(4)施　設　費	71,092,283	64,890,389
(5)その他事業管理費	124,823	130,476
◎ 事業利益 ◎	20,805,252	17,922,372

（単位：円）

科　　目	令和 3 年度	令和 4 年度
3．事業外収益	18,159,809	17,197,713
(1)受取出資配当金	11,860,300	11,860,300
(2)賃貸料	528,146	377,414
(3)雑収入	5,771,363	4,959,999
4．事業外費用	6,496,482	4,384,205
(1)支払雑利息	50,000	50,000
(2)寄付金	50,000	50,000
(3)事業外管理費	2,531,591	2,438,292
(4)雑損失	3,864,891	1,845,913
◎　経常利益　◎	32,468,579	30,735,880
5．特別利益	9,544,107	1,659,158
(1)固定資産処分益	2,545,453	－
(2)一般補助金	3,000,000	－
(3)その他特別利益	3,998,654	1,659,158
6．特別損失	11,353,460	4,207,014
(1)固定資産処分損	10,356	－
(2)固定資産圧縮損	2,999,999	－
(3)その他特別損失	8,343,105	4,207,014
◎ 税引前当期利益 ◎	30,659,226	28,188,024
法人税・住民税及び事業税	536,500	1,507,950
法人税等調整額	△944,742	4,121,198
法人税等合計	△408,242	5,629,148
◎ 当期剰余金 ◎	31,067,468	22,558,876
当期首繰越剰余金	14,805,739	14,940,486
◎ 当期未処分剰余金 ◎	45,873,207	37,499,362

注　記　表

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種　　類	評価基準及び評価方法
その他有価証券 （時価のあるもの）	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 （市場価格のない株式等）	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種　　類		評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品）		
	肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
	農機具	個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（売価管理品）		売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産		主として、個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

なお、5,000万円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の令和４年３月現在における令和14年３月までの実負担見込額に基づき計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

【収益認識に関する事項】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年３月 31 日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年３月 26 日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④利用事業

カントリーエレベーター・育苗施設・冷蔵倉庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥その他事業

保管事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5．消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、５年間で均等償却を行っています。

6．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を除去した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

Ⅱ.会計方針の変更に関する注記

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年３月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年３月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

購買事業において、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

②ＬＰガスに関する収益認識

購買事業におけるＬＰガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の事業収益が66,557,524円、事業費用が67,038,164円減少し、結果として事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ480,640円増加しております。

【時価の算定に関する会計基準等の適用】

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年７月４日）第 44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

Ⅲ.会計上の見積りに関する注記

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　9,144,871円（繰延税金負債と相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

２．固定資産の減損

【会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報】

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの過程は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

１．資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は89,084,064円であり、その内訳は次のとおりです。

（種類）建物　（圧縮記帳累計額）　12,858,676 円

（種類）建物附属設備　（圧縮記帳累計額）　2,999,999 円

（種類）構築物　（圧縮記帳累計額）　18,300,000 円
（種類）機械装置　（圧縮記帳累計額）　43,607,190 円
（種類）器具・備品　（圧縮記帳累計額）　11,318,199 円

２．担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

（種類）預　金　（金額）　200,000,000 円

３．役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額　3,253,287 円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額　0 円

４．債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第 204 条第１項第１号ホ（２）（ｉ）から（ⅳ）までに掲げるもの）に該当する金額は91,718,307円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：円）

種　類	残　高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	64,252,238
危険債権	27,466,069
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合　計	91,718,307

注１：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注２：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注１に掲げるものを除く。)をいう。

注３：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金（注１及び注２に掲げるものを除く。）をいう。

注４：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注１から注３までに掲げるものを除く。）をいう。

Ⅴ.金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に経営対策室を設置し金融共済部との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

【市場リスクにかかる定量的情報】

当組合で保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が40,510,710円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努め

ています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
預金	15,047,812,920	15,047,976,791	163,871
有価証券			
その他有価証券	1,441,300,000	1,441,300,000	－
貸出金	2,676,779,540		
貸倒引当金	△ 17,250,335		
貸倒引当金控除後	2,659,529,205	2,731,785,527	72,256,322
経済事業未収金	191,121,176		
貸倒引当金	△ 44,220,808		
貸倒引当金控除後	146,900,368	146,900,368	－
資産計	19,295,542,493	19,367,962,686	72,420,193
貯金	18,840,090,018	18,839,786,000	△ 304,018
負債計	18,840,090,018	18,839,786,000	△ 304,018

注１：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

注２：経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④　経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権等については、時価は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額によっています。

【負債】

①　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式 等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(１)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額
外部出資	667,031,000

注１：外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年７月４日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	15,047,812,920	0	0	0	0	0
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	0	0	0	0	0	1,300,000,000
貸出金	481,541,027	531,531,318	293,487,137	124,862,958	108,826,167	1,136,530,933
経済事業未収金	145,600,099	0	0	0	0	0
合計	15,674,954,046	531,531,318	293,487,137	124,862,958	108,826,167	2,436,530,933

注１：貸出金のうち、当座貸越43,422,291円については「１年以内」に含めています。

注２：経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権等45,521,077円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
貯金	17,646,166,707	845,830,991	277,455,517	45,132,238	25,504,565	0
合計	17,646,166,707	845,830,991	277,455,517	45,132,238	25,504,565	0

注１：貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

Ⅵ. 有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

（単位：円）

		取得価額 （償却原価）	貸借対照表計上額 （時価）	評価差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	債　　券	1,299,408,253	1,441,300,000	141,891,747
	国　　債	1,299,408,253	1,441,300,000	141,891,747
合　　計		1,299,408,253	1,441,300,000	141,891,747

なお、上記差額から繰延税金負債39,304,013円を差し引いた額102,587,734円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

２．当該事業年度中に売却した有価証券

当事業年度中に売却した有価証券は次のとおりです。

(1) その他有価証券

（単位：円）

		売　却　額	売　却　益	売　却　損
債　　券		202,500,000	2,500,000	0
	国　　債	202,500,000	2,500,000	0
合　　計		202,500,000	2,500,000	0

Ⅶ. 退職給付に関する注記

１．採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

２．退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	26,166,135円
退職給付費用	13,868,318円
退職給付の支払額	△ 13,016,601円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 11,883,775円
期末における退職給付引当金	15,134,077円

３．退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	164,966,000円
特定退職金共済制度	△ 149,831,923円
未積立退職給付債務	15,134,077円
退職給付引当金	15,134,077円

４．退職給付に関連する損益

勤務費用	13,868,318円
退職給付費用	13,868,318円

５．特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金3,114,251円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和４年３月末現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、31,767,000円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産	
特例業務負担金引当金	8,564,751円
役員退職慰労引当金	7,282,118円
減価償却超過額（減損）	5,535,575円
退職給付引当金	4,192,139円
賞与引当金超過額	3,492,901円
その他	8,084,674円
繰延税金資産小計	37,152,158円
評価性引当額	△ 28,007,287円
繰延税金資産合計（A）	9,144,871円
○繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△ 5,372,692円
有価証券評価差額金	△ 39,304,013円
繰延税金負債合計（B）	△ 44,676,705円
繰延税金負債の純額（A）+（B）	35,531,834円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金負債として、貸借対照表に表示しています。

２．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.77%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.35%
事業分量配当等永久に損金に算入される項目	△4.92%
住民税均等割等	1.75%
評価性引当額の増減	△21.45%
その他	△2.83%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.33%

Ⅸ. 収益認識に関する注記

【収益を理解するための基礎となる情報】

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

注　記　表

令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種　　類	評価基準及び評価方法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種　　類		評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品）		
	肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
	農機具	個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（売価管理品）		売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産		主として、個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

なお、5,000万円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の令和５年３月現在における令和14年３月までの実負担見込額に基づき計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

【収益認識に関する事項】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④利用事業

カントリーエレベーター・育苗施設・冷蔵倉庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥その他事業

保管事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

５．消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、５年間で均等償却を行っています。

6．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を除去した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

Ⅱ.会計上の見積りに関する注記

1．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　5,023,673円（繰延税金負債と相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2．固定資産の減損

【会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報】

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの過程は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ.貸借対照表に関する注記

1．資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は79,761,392円であり、その内訳は次のとおりです。

（種類）建物	（圧縮記帳累計額）	12,858,676 円
（種類）建物附属設備	（圧縮記帳累計額）	2,999,999 円
（種類）構築物	（圧縮記帳累計額）	18,300,000 円
（種類）機械装置	（圧縮記帳累計額）	34,284,518 円

（種類）器具・備品　　（圧縮記帳累計額）　　11,318,199 円

２．担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

（種類）預　　金　　（金額）　200,000,000 円

３．役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額　　1,023,172 円

・理事及び監事に対する金銭債務の総額　　0 円

４．債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第 204 条第１項第１号ホ（２）（ｉ）から（ⅳ）までに掲げるもの）に該当する金額は78,480,797円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：円）

種　　類	残　　高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	57,079,930
危険債権	21,400,867
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合　　計	78,480,797

注１：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注２：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注１に掲げるものを除く。)をいう。

注３：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金（注１及び注２に掲げるものを除く。）をいう。

注４：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注１から注３までに掲げるものを除く。）をいう。

Ⅳ. 金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に経営対策室を設置し金融共済部との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸

倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

【市場リスクにかかる定量的情報】

当組合で保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25％上昇したものと想定した場合には、経済価値が26,093,649円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
預金	15,402,091,496	15,400,066,365	△ 2,025,131
有価証券			
その他有価証券	1,175,480,000	1,175,480,000	－
貸出金	2,383,748,293		
貸倒引当金	△ 13,899,505		
貸倒引当金控除後	2,369,848,788	2,432,617,662	62,768,874
経済事業未収金	207,867,536		
貸倒引当金	△ 43,401,235		
貸倒引当金控除後	164,466,301	164,466,301	－
資産計	19,111,886,585	19,172,630,328	60,743,743
貯金	18,569,279,467	18,564,828,062	△ 4,451,405
負債計	18,569,279,467	18,564,828,062	△ 4,451,405

注１：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

注２：経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権等については、時価は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額によっています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式 等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(１)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額
外部出資	667,031,000

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	15,402,091,496	0	0	0	0	0
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	0	0	0	0	0	1,100,000,000
貸出金	637,630,028	311,455,690	143,178,333	125,826,546	114,171,180	1,051,486,516
経済事業未収金	156,747,152	0	0	0	0	0
合計	16,196,468,676	311,455,690	143,178,333	125,826,546	114,171,180	2,151,486,516

注１：貸出金のうち、当座貸越38,462,566円については「１年以内」に含めています。

注２：経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権等51,120,384円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
貯金	17,419,860,714	324,391,145	745,469,304	35,769,043	43,789,261	0
合計	17,419,860,714	324,391,145	745,469,304	35,769,043	43,789,261	0

注１：貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

Ⅴ.有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

（単位：円）

		取得価額（償却原価）	貸借対照表計上額（時価）	評価差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	債　　券	1,096,008,080	1,175,480,000	79,471,920
	国　　債	1,096,008,080	1,175,480,000	79,471,920
合　　計		1,096,008,080	1,175,480,000	79,471,920

なお、上記差額から繰延税金負債22,013,721円を差し引いた額57,458,199円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

２．当該事業年度中に売却した有価証券

当事業年度中に売却した有価証券は次のとおりです。

(1) その他有価証券

（単位：円）

		売　却　額	売　却　益	売　却　損
債　　券		1,000,784,000	47,496,000	42,997,057
	国　　債	1,000,784,000	47,496,000	42,997,057
合　　計		1,000,784,000	47,496,000	42,997,057

Ⅵ.退職給付に関する注記

１．採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

２．退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	15,134,077円
退職給付費用	12,892,366円
退職給付の支払額	△ 8,978,158円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 11,479,494円
期末における退職給付引当金	7,568,791円

３．退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	145,637,000円
特定退職金共済制度	△ 138,068,209円
未積立退職給付債務	7,568,791円
退職給付引当金	7,568,791円

４．退職給付に関連する損益

勤務費用	12,892,366円
割増退職金等	3,483,908円
退職給付費用	16,376,274円

５．特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金3,079,817円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和５年３月末現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、27,337,000円となっています。

Ⅶ.税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	9,650,468円
特例業務負担金引当金	7,625,289円
減価償却超過額（減損）	5,230,651円
賞与引当金超過額	3,247,673円
貸倒引当金超過額	2,321,094円
退職給付引当金	2,096,555円
その他	1,734,642円
繰延税金資産小計	31,906,372円
評価性引当額	△ 26,882,699円
繰延税金資産合計（A）	5,023,673円
○繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に係るみなし配	△ 5,372,692円
有価証券評価差額金	△ 22,013,721円
繰延税金負債合計（B）	△ 27,386,413円
繰延税金負債の純額（A）+（B）	22,362,740円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金負債として、貸借対照表に表示しています。

２．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.94%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.82%
事業分量配当等永久に損金に算入される項目	△5.72%
住民税均等割等	1.91%
評価性引当額の増減	△3.99%
その他	1.95%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.97%

Ⅷ. 収益認識に関する注記

【収益を理解するための基礎となる情報】

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

◆剰余金処分計算書

（単位：円）

科　　目	令和　3　年度	令和　4　年度
1．当期未処分剰余金	45,873,207	37,499,362
2．剰余金処分額	30,932,721	24,282,986
利益準備金	7,000,000	5,000,000
任意積立金	15,000,000	10,000,000
（事業施設強化積立金）	(10,000,000)	(10,000,000)
（固定資産減損積立金）	(5,000,000)	－
出資配当金	3,497,032	3,471,767
事業分量配当金	5,435,689	5,811,219
3．次期繰越剰余金	14,940,486	13,216,376

◆目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準

（単位：円）

目的積立金の種類	積立目的	積立目標額	取崩基準	残高 (令和5年3月31日現在)
事業施設強化積立金	カントリーエレベーター等農協施設の大規模な改築修理。	300,000,000 円	大規模な改築修理に要した金額を取崩す。	200,000,000 円
施設整備積立金	施設の整備資金の準備を行う。	80,000,000 円	施設整備にあたり、損失が生じた場合に当該金額を取り崩す。	60,000,000 円
固定資産減損積立金	固定資産の減損会計に備え、財務基盤の維持・向上を図る。	50,000,000 円	固定資産の減損会計で減損損失が生じた場合に当該金額を取崩す。	25,000,000 円
新会計等法制度改正対策積立金	新たな会計等法制度改正へ対応し、組合経営の安定に備えて必要な資金の準備を行う。	50,000,000 円	新たな会計等法制度改正への対応により多額の損失が生じた場合、損失額を限度として取崩す。	20,000,000 円

２．財務諸表の正確性等にかかる確認

経営者確認書

私は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、計算書類が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性･有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議･報告されております。

令和 5 年 6 月 29 日

三潴町農業協同組合
代表理事組合長　江島　光二

３．最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：千円、人、%）

項目	30 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度
経常収益（事業収益）	1,258,384	1,148,676	1,186,916	1,160,596	1,164,701
信用事業収益	157,701	129,330	137,005	143,839	179,182
共済事業収益	105,365	93,285	86,726	83,930	72,165
農業関連事業収益	767,559	734,446	790,704	753,434	740,962
その他事業収益	227,759	191,615	172,481	179,393	172,392
経常利益	61,706	24,403	43,663	32,469	30,736
当期剰余金	17,393	20,794	35,234	31,067	22,559
出資金 （出資口数）	354,171 (354,171)	348,769 (348,769)	352,751 (352,751)	351,433 (351,433)	350,649 (350,649)
純資産額	1,456,392	1,432,602	1,451,769	1,447,424	1,415,138
総資産額	19,522,150	19,882,867	20,498,334	21,031,373	20,742,394
貯金等残高	17,218,518	17,672,362	18,274,783	18,840,090	18,569,279
貸出金残高	3,581,340	3,174,589	2,939,019	2,676,780	2,383,748
有価証券残高	1,324,610	1,293,690	1,476,750	1,441,300	1,175,480
剰余金配当金額	8,961	8,615	8,802	8,933	9,283
出資配当額	3,466	3,466	3,496	3,497	3,472
事業利用分量配当額	5,149	5,149	5,306	5,436	5,811
職員数	43	38	42	39	37
単体自己資本比率	20.21%	19.29%	18.95%	18.83%	19.09%

（注）

・　当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。

・　「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

４．利益総括表

（単位：千円）

項目	３年度	４年度
資金運用収支	129,092	124,445
役務取引等収支	1,859	2,174
その他信用事業収支	△15,031	△13,484
信用事業粗利益	133,456	131,117
信用事業粗利益率	0.69%	0.68%
事業粗利益	433,448	417,174
事業粗利益率	2.25%	1.78%
事業純益	32,016	33,749
実質事業純益	35,150	35,831
コア事業純益	35,150	31,332
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く）	35,150	31,332

注）信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
事業粗利益率＝事業粗利益／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100

５．資金運用収支の内訳

（単位：百万円、%）

項目	３年度			４年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	18,487	120	0.64	18,789	115	0.61
うち預金	14,432	67	0.46	14,871	62	0.42
うち有価証券	1,181	19	1.60	1,338	20	1.49
うち貸出金	2,874	34	1.18	2,580	33	1.28
資金調達勘定	18,486	1	0.005	18,707	0	0.000
うち貯金・定期積金	18,486	1	0.005	18,707	0	0.000
うち借入金	0	0	0.000	0	0	0.000
総資金利ざや	－	－	0.26	－	－	0.24

注）総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積立金＋借入金）平均残高

６．受取・支払利息の増減額

（単位：千円）

項目	３年度増減額	４年度増減額
受取利息	△707	△6,322
うち貸出金	△2,721	△1,442
うち有価証券	331	195
うち預金	1,683	△5,075
支払利息	△821	△92
うち貯金・定期積金	△821	△92
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差引	114	△6,230

注）１．増減額は前年度対比です。
２．受取利息の預金には、信連（又は農林中金）からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

７．自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、53・54 ページの「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照ください。

◆自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

項　　目	３年度		４年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,336	0	1,348	0
うち、出資金及び資本準備金の額	351	0	351	0
うち、再評価積立金の額	0	0	0	0
うち、利益剰余金の額	994	0	1,008	0
うち、外部流出予定額　（△）	△9	0	△9	0
うち、上記以外に該当するものの額	△1	0	△1	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	0	2	0
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3	0	2	0
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0	0	0
うち、回転出資金の額	－	－	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	0	0	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0	0	0
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	1,339	0	1,350	0
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1	0	1	0
うち、のれんに係るものの額	0	0	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	0	1	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0	0	0
適格引当金不足額	0	0	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0	0	0

項　　目	３年度		４年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0	0	0
前払年金費用の額	0	0	0	0
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0	0	0
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	1	0	1	0
自己資本				
自己資本の額（（イ）―（ロ））（ハ）	1,338	0	1,350	0
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	6,317	0	6,281	0
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△330	0	△330	0
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）	0	0	0	0
うち、繰延税金資産	0	0	0	0
うち、前払年金費用	0	0	0	0
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	0	0	0
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	0	0	0	0
うち、上記以外に該当するものの額	0	0	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	785	0	787	0

項　　目	３年度		４年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
信用リスク・アセット調整額	0	0	0	0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0	0	0
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	7,103	0	7,068	0
自己資本比率				
自己資本比率（(ハ）／（ニ)）	18.83%	0	19.09%	0

（注）
1．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 27 年金融庁・農水省告示第７号）に基づき算出しています。
2．当ＪＡは、信用リスク・アセットの算出にあっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3．当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では 4%以上が必要とされていますが、ＪＡバンクでは自主的な取り決めにより 8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額)』のことです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに 4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新ＢＩＳ規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1 年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1 年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第 1 順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある 2 以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築越コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要となるコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新ＢＩＳ規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I/0 ストリップス	信用補完機能を持つ I/0 ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下 200 ベーシスポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律 2%（0.01%が 1 ベーシスポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1 パーセンタイル値・99 パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の 1 年前との変化幅のデータを最低 5 年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の 1%目もしくは 99%目の値を変化幅として使用する方法のことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本に対して 20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、金融庁や行政等が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

◆自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	3年度			4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×４％	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×４％
現金	69,147	0	0	50,085	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,303,398	0	0	1,099,260	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	508,837	0	0	299,752	0	0
地方公共団体金融機構向け						
地方三公社向け						
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,047,945	3,009,589	120,384	15,402,220	3,080,444	123,218
法人等向け	7,900	7,900	316	9,423	9,423	377
中小企業等及び個人向け	35,723	26,792	1,072	35,772	26,829	1,073
抵当権付住宅ローン	407,309	142,558	5,702	377,997	132,299	5,292
不動産取得等事業向け	33,783	33,783	1,351	28,195	28,195	1,128
三月以上延滞等	0	0	0	0	0	0
取立未済手形	3,687	737	29	4,425	885	35
信用保証協会等による保証付	1,223,953	122,395	4,896	1,185,458	118,545	4,742
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
共済約款貸付						
出資等	125,811	125,811	5,032	125,811	125,811	5,032
他の金融機関等の対象資本調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー						
農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー	761,247	1,903,117	76,125	761,247	1,903,117	76,125
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,772	9,430	377	0	0	0
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー						
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係る						
右記以外のエクスポージャー	1,362,958	1,362,958	54,518	1,282,804	1,282,804	51,312
証券化						
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー						
経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）						
標準的手法を適用するエクスポージャー別計						
CVAリスク相当額÷8%						
中央清算機関関連エクスポージャー						
合計（信用リスク・アセットの額）	20,895,474	6,745,074	269,803	20,662,454	6,708,356	268,334

(注)
1．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
3．「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4．「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
5．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額

(単位：百万円)

３年度		４年度	
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a	所要自己資本額 ｂ＝a×４％	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a	所要自己資本額 ｂ＝a×４％
785	31	787	31

(注)
1．オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当ＪＡでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

◇所要自己資本額

(単位：百万円)

３年度		４年度	
リスク・アセット等（分母）合計 A	所要自己資本額 ｂ＝a×４％	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 ｂ＝a×４％
7,103	284	7,068	283

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
S&P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I、Moody’s、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I、Moody’s、JCR、S&P、Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

（単位：百万円）

	３年度			４年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
信用リスク期末残高	20,954	2,635	1,303	19,653	2,347	1,099
信用リスク平均残高	18,733	2,829	1,441	18,618	2,538	1,175

（注）

１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

（単位：百万円）

	３年度			４年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
国　内	20,954	2,635	1,303	19,653	2,347	1,099
国　外	0	0	0	0	0	0
合　計	20,954	2,635	1,303	19,653	2,347	1,099

（注）
1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		3年度			4年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
法人	農業	46	46	0	46	46	0
	林業	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	15,813	220	0	16,168	220	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	1,812	509	1,303	1,399	300	1,099
	その他	0	0	0	0	0	0
個人		1,902	1,856	0	1,814	1,773	0
その他		0	0	0	0	0	0
合計		19,573	2,631	1,303	19,427	2,339	1,099

（注）
1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。
2．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	３年度			４年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
１年以下	15,194	122	0	15,405	279	0
１年超３年以下	306	302	0	697	397	0
３年超５年以下	578	578	0	139	139	0
５年超７年以下	136	136	0	117	117	0
７年超１０年以下	825	222	602	830	227	603
１０年超	1,946	1,245	701	1,654	1,157	497
期限の定めのないもの	712	25	0	710	22	0
合　計	20,954	2,635	1,303	19,653	2,347	1,099

（注）

１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位：百万円)

	３年度	４年度
国　　内	0	0
国　　外	0	0
合　　計	0	0

（注）

１．「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

		３年度	４年度
法人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	0
個　　人		0	0
合　　計		0	0

（注）

１．「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区　分			3年度					4年度				
			期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
					目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金			1	3	－	1	3	3	2	－	3	2
個別貸倒引当金			59	58	0	59	58	58	55	0	58	55
	国　内		59	58	0	59	58	58	55	0	58	55
	国　外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	法人	農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		日本国政府・地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	個　人		59	58	0	59	58	58	55	0	58	55

◇貸出金償却の額

（単位：百万円）

項　目		３年度	４年度
法人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	0
個　人		0	0
合　計		0	0

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		３年度			４年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク･ウェイト 0%	0	0	0	0	0	0
	リスク･ウェイト 2%	0	0	0	0	0	0
	リスク･ウェイト 4%	0	0	0	0	0	0
	リスク･ウェイト 10%	0	0	0	0	0	0
	リスク･ウェイト 20%	0	0	0	0	0	0
	リスク･ウェイト 35%	0	0	0	0	0	0
	リスク･ウェイト 50%	0	0	0	0	0	0
	リスク･ウェイト 75%	0	0	0	0	0	0
	リスク･ウェイト 100%	0	0	0	0	0	0
	リスク･ウェイト 150%	0	0	0	0	0	0
	リスク･ウェイト 250%	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイト 1250%		―	0	0	―	0	0
計		―	0	0	―	0	0

（注）

1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2．経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

3．1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

◆信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク･ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区　分	３年度			４年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0	0	0
法人等向け	0	0	0	0	0	0
中小企業等及び個人向け	2	2	0	3	2	0
抵当権住宅ローン	0	0	0	0	27	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等	0	0	0	0	0	0
証券化	0	0	0	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0	0	0	0
上記以外	4	107	0	3	104	0
合計	6	109	0	6	133	0

（注）

１．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150％になったエクスポージャーのことです。

２．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	３年度		４年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	0	0	0	0
非上場	667	667	667	667
合　計	667	667	667	667

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

	３年度			４年度		
	売却益	売却益	償却額	売却益	売却損	償却額
上　場	0	0	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0	0	0
合　計	0	0	0	0	0	0

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

（単位：百万円）

	３年度		４年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上　場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合　計	0	0	0	0

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

	３年度		４年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上　場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合　計	0	0	0	0

◆金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。当組合では、市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量を算出することとしています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の 50%相当額を 0～5 年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5 年）リスク量を算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（▲）

◇金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

◇金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク					
項番		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	97	128	19	
2	下方パラレルシフト	▲104	▲67	0	
3	スティープ化	106	135		
4	フラット化	▲67	▲59		
5	短期金利上昇	0	▲2		
6	短期金利低下	6	▲8		
7	最大値	106	135	19	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	1,350		1,338	

Ⅶ．直近２事業年度における事業の実績

１．信用事業

◆貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

（単位：百万円）

種類	３年度	４年度	増減
流動性貯金	9,382（50.7）	9,886（52.8）	503
定期性貯金	9,096（49.2）	8,814（47.1）	△282
その他の貯金	5（0.0）	4（0.0）	0
小計	18,484（100.0）	18,705（100.0）	220
譲渡性貯金	0（0.0）	0（0.0）	0
合計	18,484（100.0）	18,705（100.0）	220

注）１.流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
　　２.定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
　　３．（　）内は構成比です

②定期貯金残高

（単位：百万円）

種類		３年度	４年度	増減
定期貯金		8,654（95.7）	8,300（96.2）	△354
	うち固定自由金利定期	8,654（99.9）	8,300（99.9）	△354
	うち変動自由金利定期	0（0.0）	0（0.0）	0
定期積金		387（4.2）	326（3.7）	△61

注）１.固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
　　２.変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
　　３．（　）内は構成比です。

◆貸出金に関する指標

①科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

種類	３年度	４年度	増減
手形貸付	60（2.0）	48（1.8）	△11
証書貸付	2,548（88.6）	2,269（87.9）	△278
当座貸越	45（1.5）	43（1.6）	△1
割引手形	0（0.0）	0（0.0）	0
金融機関貸付	220（7.6）	220（8.5）	0
合計	2,873（100.0）	2,581（100.0）	△291

②貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：百万円）

種類	３年度	４年度	増減
固定金利貸出	1,637（61.1）	1,598（67.0）	△39
変動金利貸出	995（37.1）	746（31.3）	△249
その他	43（1.6）	38（1.6）	△4
合計	2,676（100.0）	2,383（100.0）	△293

注）（　）内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種類	３年度	４年度	増減
貯金・定期積金等	38	37	△1
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	0	0	0
小計	38	37	0
農業信用基金協会保証	1,222	1,184	△38
その他保証	440	429	△11
小計	1,662	1,613	△48
信用	975	732	△243
合計	2,676	2,383	△293

④債務保証見返額の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種類	３年度	４年度	増減
貯金・定期積金等	0	0	0
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	0	0	0
小計	0	0	0
信用	0	0	0
合計	0	0	0

⑤貸出金の使途別内訳残高

（単位：百万円）

種類	３年度	４年度	増減
設備資金	2,171（81.1）	1,869（78.5）	△302
運転資金	505（18.9）	514（21.5）	9
合計	2,676（100.0）	2,383（100.0）	△293

⑥貸出金の業種別残高

（単位：百万円）

種類	３年度	４年度	増減
農業	598（22.3）	613（25.7）	15
林業	0（0.0）	0（0.0）	0
水産業	0（0.0）	0（0.0）	0
製造業	225（8.4）	191（8.0）	△34
鉱業	0（0.0）	0（0.0）	0
建設業	145（5.4）	140（5.8）	△5
電気・ガス・熱供給・水道業	48（1.8）	49（2.0）	0
運輸・通信業	81（3.0）	82（3.4）	1
卸売・小売・飲食業	31（1.1）	26（1.1）	△4
金融・保険業	247（9.2）	236（9.9）	△10
不動産業	39（1.4）	29（1.2）	△9
サービス業	648（24.2）	600（25.1）	△47
地方公共団体	508（19）	299（12.5）	△209
その他	101（3.7）	113（4.7）	11
合計	2,676（100.0）	2,383（100.0）	△293

注）（　）内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高（法定）

（ア）　営農類型別

（単位：百万円）

種　　類	３年度	４年度	増　減
農　業	206	217	11
穀　作	114	111	△3
野菜・園芸	79	85	6
果樹・樹園農業	0	10	10
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	13	12	△1
養鶏・養卵	0	0	0
養　蚕	0	0	0
その他農業	0	0	0
農業関連団体等	0	0	0
合　計	206	217	11

（注）１．農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

２．「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。

３．「農業関連団体等」には、ＪＡや全農（経済連）の子会社等が含まれています。

（イ） 資金種類別

〔貸出金〕

（単位：百万円）

種　　類	３年度	４年度	増　　減
プロパー資金	171	184	13
農業制度資金	35	33	△2
農業近代化資金	35	33	△2
その他制度資金	0	0	0
合　　計	206	217	11

（注）１．プロパー資金とは、当組合原資の資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

２．農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。

３．その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーＳ資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

（単位：百万円）

種　　類	３年度	４年度	増　　減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
その他	0	0	0
合　計	0	0	0

（注）１．日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（法定）

（単位：百万円）

債権区分			債権額	保全額			
				担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		３年度	64	8	41	15	64
		４年度	57	9	36	12	57
危険債権		３年度	27	24	2	0	26
		４年度	21	19	1	1	21
要管理債権		３年度	0	0	0	0	0
		４年度	0	0	0	0	0
	三月以上延滞債権	３年度	0	0	0	0	0
		４年度	0	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	３年度	0	0	0	0	0
		４年度	0	0	0	0	0
小　　計		３年度	92	33	43	15	91
		４年度	78	28	37	13	78
正常債権		３年度	2,587				
		４年度	2,307				
合　　計		３年度	2,678				
		４年度	2,385				

①破綻更正債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の自由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

②危険債権

債務者が経営破綻の状況に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

③要管理債権

４．「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と５．「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

④三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

⑤貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑥正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区分	３年度					４年度				
	期首残高	期中増加高	期中減少高		期末残高	期首残高	期中増加高	期中減少高		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1	3	－	1	3	3	2	－	3	2
個別貸倒引当金	59	58	0	59	58	58	55	0	58	55
合計	60	61	0	60	61	61	57	0	61	57

⑪貸出金償却の額

（単位：百万円）

	３年度	４年度	増減
貸出金償却額	0	0	0

注）上記の貸出金償却額は売却損を含んでいます。

◆為替

①内国為替取扱実績

（単位：件、百万円）

種類		３年度		４年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	4,116	23,901	4,218	24,381
	金額	3,284	6,869	3,118	5,688
代金取立為替	件数	0	9	0	2
	金額	0	3	0	1
雑為替	件数	57	30	47	30
	金額	17	1	2	1
合計	件数	4,173	23,940	4,265	24,413
	金額	3,301	6,873	3,120	5,690

◆有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

	３年度	４年度	増減
国債	1,181	1,338	219
地方債	0	0	0
政府保証債	0	0	0
金融債	0	0	0
短期社債	0	0	0
社債	0	0	0
株式	0	0	0
受益証券	0	0	0
合計	1,181	1,338	219

注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	１年以下	１年超 ３年以下	３年超 ５年以下	５年超 ７年以下	７年超 10 年以下	10 年超	期間の定めのないもの	合計
３年度								
国債	0	0	0	0	600	700	0	1,300
地方債	0	0	0	0	0	0	0	0
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	0	0	0	0	0	0	0
株式	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0
投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0
４年度								
国債	0	0	0	0	600	500	0	1,100
地方債	0	0	0	0	0	0	0	0
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	0	0	0	0	0	0	0
株式	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0
投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0

◆有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報

（単位：百万円）

項目	３年度			４年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	0	0	0	0	0	0
満期保有目的	0	0	0	0	0	0
その他	1,299	1,441	141	1,096	1,175	80
合計	1,299	1,441	141	1,096	1,175	80

注）１.時価は期末日における市場価格等によっております。
２.取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
３.売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益についは当期の損益に含めています。
４.満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
５.その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。
６.時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
①取引所上場有価証券については、主として東京証券取引所における最終価格によっています。
②店頭株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっています。

②金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引等
（金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

該当する取引はありません。

２．共済事業

①長期共済新契約高・長期共済保有高

（単位：百万円）

種類		３年度		４年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	134	16,944	142	16,133
	定期生命共済	38	122	204	293
	養老生命共済	55	3,663	23	3,139
	うちこども共済	29	1,293	23	1,125
	医療共済	－	176	－	73
	がん共済	－	50	－	50
	定期医療共済	－	111	－	29
	介護共済	－	29	5	116
	年金共済	－	0	－	－
建物更生共済		1,395	25,041	828	24,516
合計		1,623	46,139	1,202	44,350

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

②医療系共済の共済金額保有高

（単位：千円）

種類	３年度		４年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済（日額）	10	4,700	5	4,422
医療共済（一時金）	3,525	3,950	9,207	13,300
がん共済	20	785	10	790
定期医療共済	－	135	－	135
合計	3,555	9,570	9,222	18,647

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

③介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位：千円）

種類	３年度		４年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	49,500	181,437	5,317	137,254
認知症共済	－	－	49,500	49,500
生活障害共済（一時金型）	30,000	67,100	14,000	26,100
生活障害共済（定期年金型）	－	3,500	－	2,400
特定重度疾病共済	91,700	144,200	93,000	124,500

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④年金共済の年金保有高

（単位：千円）

種類	３年度		４年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	5,670	193,337	14,350	184,586
年金開始後	－	167,485	－	154,202
合計	5,670	360,823	14,350	338,788

（注）金額は、年金年額を記載しています。

⑤短期共済新契約高

（単位：千円）

種　類	３年度		４年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	782,900	672	734,000	637
自動車共済		75,128		74,114
傷害共済	1,768,000	334	1,947,000	304
団体定期生命共済	－	－	－	－
定額定期生命共済	－	－	－	－
賠償責任共済		131		116
自賠責共済		7,446		7,366
合　計		83,713		82,539

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

３．農業・生活関連事業

（1）購買事業取扱実績

①買取購買品

（単位：千円）

種類			３年度	４年度
			供給高	供給高
生産資材	肥料		81,173	109,721
	農薬		66,476	69,967
	飼料		111	82
	農業機械		124,823	103,102
	自動車		56,448	41,543
	燃料		70,621	70,958
	その他		111,492	92,929
	小計		511,144	488,302
生活資材	食品	米	2,249	2,167
		一般食品	25,790	26,370
	衣料品		664	920
	耐久消費財		4,369	3,857
	家庭燃料		160,507	154,843
	その他		25,110	16,172
	小計		218,691	204,329
合計			729,835	692,631

（注）取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示してい

ます。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

（単位：千円）

種類	３年度	４年度
	販売高	販売高
米	398,408	387,371
麦・大豆・雑穀	208,249	168,730
野菜	692,375	663,571
果実	6,514	7,323
畜産物	5,288	247
合計	1,310,834	1,227,242

Ⅷ．直近２事業年度における事業の状況を示す指標

１．利益率

（単位：%）

項目	３年度	４年度	増減
総資産経常利益率	0.140	0.131	△0.009
資本経常利益率	2.460	2.291	△0.169
総資産当期純利益率	0.134	0.096	△0.038
資本当期純利益率	2.354	1.681	△0.673

注）１.総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
２.資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
３.総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
４.資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

２．貯貸率・貯証率

（単位：%）

区分		３年度	４年度
貯貸率	期末	14.2	12.8
	期中平均	15.5	13.7
貯証率	期末	7.6	6.3
	期中平均	6.3	7.2

注　１.貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
２.貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
３.貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
４.貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

◆刊行物のご案内

◇ＪＡだより　みづま（広報誌）
内容：農業問題、地域の出来事、営農技術等を紹介
発行：毎月
担当：管理課

◇ＪＡみづまのご案内
内容:当ＪＡの概況、経営の現況などをとりまとめたディスクロージャー
発行：年２回
担当：金融共済部

ＪＡ綱領

わたしたちＪＡのめざすもの

わたしたちＪＡの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

１．地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。

１．環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。

１．ＪＡへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。

１．自主・自立と民主的運営の基本に立ち、ＪＡを健全に経営し信頼を高めよう。

１．協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

ＪＡみづま

事業所ご案内

		ＴＥＬ（0942）	ＦＡＸ（0942）	住　所
本所	管理課	64-2211(代)	65-0646	久留米市三潴町田川211
	監査室			
	経営対策室			
	統括・融資グループ	64-2212		
	貯金グループ			
	共済グループ			
	推進グループ			
	農産課	64-2213		
	特産課			
資材課		64-4373	65-0645	〃　玉満2396
資材集約センター				
犬塚購買店				
農機具・家電センター		64-4275	64-5686	〃　玉満2807-1
車輌センター		64-4244	64-4286	〃　玉満2807-1
たまねぎ・いちご集荷場		64-4274	-	〃　玉満2807-1
西牟田給油所		65-1255	-	〃　西牟田4497-2
カントリーエレベーター		64-5160	65-2343	〃　西牟田1088